

J U テントリ (展示車取引) 利用細則

J Uテントリ（展示車取引）利用細則

第1章 総 則

第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、J Uテントリ（展示車取引）運営規程（以下、「運営規程」という）第25条に基づき、J Uナビ会員およびJ Uトレード会員による展示車取引利用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

第2条 展示車取引の仕組み

- 1 展示車取引は、J Uナビの追加機能として構築される。
- 2 展示車取引は、会員が、インターネットを経由してJ Uナビの登録ファイルに自己の保有車両の情報を登録し、J Uナビw e b上で開示された同情報をもとにJ Uナビ利用者が車両を購入できる仕組みとする。
- 3 展示車取引の掲載期間は、最大365日とし、AA引用登録された車両の掲載期間は365日とする。但し、掲載期間終了後、出品店の責任において、掲載を継続することができる。

第2章 利用方法と利用料金

第3条 展示車取引の利用方法

- 1 出品者および落札希望者は、J Uナビw e b上での購入申込等の操作およびJ Uコーポレーション（以下J U C）の電話等での仲介により展示車取引を利用することができる。
- 2 取引の成立は、落札希望者の購入申し込みに対し、出品者がw e b上で確認の操作をした時点又はJ U Cが出品者に出品車両の在庫および売却意志を確認した時点とする。

第4条 展示車取引の利用料金

- 1 J Uナビ会員は、展示車取引に出品し成約したとき、成約料として15,000円（消費税別）をJ U Cに支払わなければならない。
- 2 J Uナビ会員は、展示車取引により落札したとき、落札料として15,000円（消費税別）をJ U Cに支払わなければならない。
- 3 J Uトレード会員は、展示車取引により落札したとき、落札料として16,500円

(消費税別)をJUCに支払わなければならない。

第3章 出品登録・検査・クレーム・解約・支払い等

第5条 出品者の義務

- 1 出品車両の点検整備を綿密に行い、落札者の立場に立って仕様・品質・不具合・欠陥の程度を誠実に申告しなければならない。
- 2 出品車両の情報についてはすべて責任を負い、クレーム等のトラブルが生じた際には、その処理に責任を持ち、JUCの裁定に従うこと。
- 3 成約車両についての譲渡書類は、成約日から10日以内にJUCに提出しなければならない。
- 4 出品車両の情報を、JUCが業務提携先に提供することを承認する。
- 5 出品車両の内容、状態が異なった場合は、速やかに出品情報の修正を行わなければならない。

第6条 出品可能車両、出品不可車両の条件

- 1 出品車両は、原則、以下の条件を備えていなければならない。
 - ① 譲渡書類を完備していること
 - ② JUCが別に定める検査基準に沿った検査を受けた車両であること
 - ③ 自走可能であり、保安基準に適合し得る車両であること
 - ④ 正常に使用できる付属品（スペアタイヤ、クリップレンチ、ジャッキ）が添付されていること
- 2 出品者は、以下の条件のいずれかに該当する車両等は出品してはならない。
 - ① 評価点が2点、1点、ブランクのいずれかである車両
 - ② 内外装補助評価がEである車両
 - ③ バッテリー上がりやパンク、燃料切れにより輸送に支障をきたしている車両
 - ④ 未登録車両
 - ⑤ 二輪車、原動機付き自転車
 - ⑥ 農業機械、工業機械などの特殊車両
 - ⑦ 車両部品、船舶などの車両以外の物品
 - ⑧ 盗難車、接合車、冠水車、消火剤散布車
 - ⑨ メーター改ざん車両（タコグラフ装着車のうち、タコグラフの製造年月が車両の初度登録より後の場合で、且つ装着時の記録がないものを除く）
 - ⑩ 走行不明車両
 - ⑪ その他、共有在庫としてふさわしくないとJUCが判断した車両等

第7条 出品情報入力

- 1 出品者は、JUNABIのweb上の入力画面上で、基本車両情報・検査情報・特記事

項等を入力する。

- 2 前項の情報内容の正誤については、全て入力した出品者の責に帰するものとする。

第8条 出品者による車両検査

- 1 出品者は、自己の責任において出品車の評価をする。
- 2 前項の出品者による検査基準等は、「車両見極め実車研修マニュアル」に定める。

第9条 オークション会場の検査情報等の利用

- 1 出品者は、自らの責任において、オークション会場に自ら出品して流札した車両および自らが落札した車両の情報を出品車両情報として利用することができる。
- 2 前項の情報利用の範囲は、J Uオークション会場における情報については車両評価を含めた一切の情報とし、提携企業会場における情報については車両基本情報に限定される。

第10条 出品車両登録

- 1 出品者が、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条に基づき出品情報を入力し、登録確認の操作をしたとき、出品車両の登録が完了する。
- 2 登録情報の内容については、オークション会場の車両情報、検査情報を含め、全て出品者の責に帰するものとする。

第11条 クレームの期限・裁定基準

展示車取引のクレーム期限・裁定基準は、J U Cが別途定める「展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準」記載のとおりとする。

第12条 出品者都合による解約の場合

出品者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し、1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。

第13条 落札者都合による解約の場合

- 1 J Uナビ会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時までにJ U Cに申請した場合に限る。
- 2 J Uトレード会員の落札者は、車両の落札が自己の都合によって解約となったときは、J U Cに対し1台につきペナルティー50,000円+成約料+落札料+陸送費用に相当する額の解約料を支払わなくてはならない。但し解約は、J U C翌営業日の17時

までに J U C に申請した場合に限る。

第 1 4 条 落札者の J U C への支払い

- 1 落札者は、J U C に対し、第 1 6 条に定める期限までに、落札車両代金、第 4 条の利用料金および第 1 8 条に定める陸送代金を支払わなければならない。
- 2 J U C は、落札者が第 1 6 条に定める期限内に前項の支払をしない場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき延滞ペナルティーを落札者に課する。

第 1 5 条 出品者への支払い

J U C は、出品者から書類が到着した後速やかに、落札者に代わって、当該出品者に対し第 4 条に定める成約料等を差し引いた落札車両代金を支払う。ただし、成約価格に相場との大幅な乖離があると J U C が判断した場合は、J U C は落札者からの支払があるまで出品者への支払を保留することがある。

第 1 6 条 利用料金等の支払期限

- 1 落札者は、落札日または解約日から 5 日（初日を参入する）以内に、第 4 条から第 8 条の落札代金等を J U C に対して支払わなくてはならない。
- 2 本条 1 項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を算入する。ただし、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その直前の営業日を最終期限とする。また、本条 1 項の落札日または解約日が水曜日または木曜日で、最終日が日曜日および祝祭日、または金融機関の休日に当たるときは、その後の最初の営業日を最終期限とする。
- 3 落札者は、J U C が出品者に対して落札代金等を支払っていないことを理由に前項の支払を拒み、もしくは遅延させることができない。

第 1 7 条 額の改定

J U C は、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第 4 条、第 1 2 条、第 1 3 条の成約料、落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

第 4 章 輸送

第 1 8 条 輸送手配

- 1 J U ナビ会員および J U トレード会員は、展示車取引で落札した場合、J U C 指定業者による輸送手配をしなければならない。ただし、輸送遅延等の理由から J U C が同意する場合、落札者は自己独自に輸送手配ができる。
- 2 輸送料金の決済は、J U C と落札者との直接決済とする。

- 3 車両輸送は、車両代金・落札手数料・預かり自動車税・リサイクル預託金額などの料金が支払われた後に行う場合がある。この料金が期日までに支払われない場合は、出品者よりJUCが指定した車両保管場所への輸送を行う場合がある。この場合の費用については、落札者の負担とする。

第19条 車両の引渡し・引取り

- 1 出品者は、成約日を含む4日以内（日曜日を除く）に車両引渡しが行われるよう、対応しなければならない。また、落札者は車両を落札した場合、すみやかに出品者より引き取るよう、輸送手配を行わなければならない。
- ただし、成約前に落札希望者の承諾を得た場合を除く。
- 2 出品者は、車両引渡しの際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 3 落札者は、車両到着の際、車両状態と出品情報の内容に差異がないことを確認しなければならない。
- 4 車両輸送中のJUC指定業者に起因した車両への損傷を除き、JUCおよびJUC指定業者は一切責任を負わない。ただし、JUCが認めたものについてはこの限りでない。また、車両輸送時の免責事項等の詳細については、JUC指定業者の輸送規約に別途定めるものとする。

第5章 書類

第20条 譲渡書類の完備

譲渡書類は、以下の条件を満たしているものとする。

- 1 全国の陸運支局または検査登録事務所でも登録可能な書類。
- 2 車検付き車両の場合自賠責保険証明書を必要とし、原則として承認請求書を添付する。
- 3 譲渡書類の有効期限が原則として成約日の翌月末までであるもの。万が一期限が満たない場合、出品者は成約前に落札希望者の承諾を得た場合に限り、名義変更期限を早めることが出来る。また、成約後であっても、落札者の承諾が得られたものに限り、ペナルティー1万円を支払うことにより早期名変扱いとする。
- 4 譲渡書類の授受および連絡については、JUCを介して行う。
- 5 出品票に登録番号が記載されているものはすべて名義変更扱いとして処理する。ただし、車検の残期間が翌月末までの車両について、成約前に特段確認がなかった場合、抹消渡しとなっても出品者は免責とし、車検付きの場合は継続車検に必要な書類を完備することとする。
- 6 譲渡書類はすべて差替え可能なものとする。
- 7 出品票に記載のある保証書、取扱説明書、記録簿等は書類と一緒にJUCに送付する。車内に積み込んでいた場合における紛失等については、出品者責任とする。
- 8 保証書はメーカー発行のもので、かつ当該車両の保証書と判断でき、保障の継承が

可能な状態に限る。

- 9 リサイクル料金の申告について預託済みである場合、出品票に金額および預託済みの申告を登録するものとする。リサイクル券の不備またはリサイクル料金の申告に誤りがあった場合、落札者は書類到着日を含む7日以内、出品者は成約日を含む10日以内にJUCに申告しなければならない。ただし出品者からの申告については、JUCが落札者の同意が得られた場合に限り修正を実施するものとする。
- 10 相続、倒産、ダブル移転等は取扱いが全国で異なる為、受付はしないものとする。

第21条 書類不備

前条に該当しないものは、書類不備となり受付不可とする。

第22条 譲渡書類の遅延罰則

- 1 出品者は、成約後10日（初日を参入する）以内に書類をJUC宛てに到着させるものとする。
- 2 JUCは、前項の書類到着期限が守られなかった場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。
ただし、成約前に落札者の了承を得られた場合、また成約後であってもJUCがやむを得ない事情と判断した場合は、この限りではない。
- 3 書類の一部不備による遅延も前項と同様に扱うものとする。
- 4 抹消成約した車両で、ナンバープレート外し忘れ等により書類提出に日数がかかった場合、原則としてこれを遅延日数に参入する。但し、参入する日数はJUCが判断し、決定する。
- 5 成約日を含め21日を経過してもJUCに書類を提出しない場合、落札者のキャンセル申立を認め、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づき、出品者に対し遅延ペナルティーを課する。

第23条 差替および再発行手数料

譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合、展示車取引クレーム・ペナルティー裁定基準に基づく手数料にて依頼ができる。但し、差替えの原因が明らかに出品者の責任とみられる場合 （捺印のみで、必要項目が記入されていない場合等）は出品店の責任において差し替えなければならない。また、申立は必ずJUCを通じて行うものとし、直接名義人に申立した場合、30,000円のペナルティーが発生する。

第24条 落札車の名義変更等の期限

- 1 落札者は、落札日の翌月末までに移転・登録抹消等の手続きを完了し、写しを落札月の翌々月5日までにJUCに到着させなければならない。到着の確認は落札者の責任において行われるものとし、到着の未確認、および写しの不鮮明だったこと等によ

り J U C が落札者に再提出を求めた場合、落札者はこれに応じなければならない。

- 2 前項の登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。
- 3 第2項の証明書の提出について疑義が生じたときは、落札者が提出の事実を証明しなくてはならない。
- 4 落札者から落札車両の移転・抹消等の結果報告がない場合、J U C は現在登録証明書を取得したうえで確認する場合がある。その際は落札者に手数料 3,000 円を請求する。
- 5 落札者が軽自動車の税止め申告を忘れたことにより、名義変更後に旧名義人に課税が発生した場合、罰則金を課す場合がある。

第25条 自動車税相当額の処理

- 1 ナンバープレート付き車両が成約となった場合、J U C は自動車税未経過相当額（成約日の翌月から年度末まで）を落札者から預かる。また、軽自動車の場合は、3月の成約車両のみ、名義変更保証金として一律 13,000 円を預かる。
- 2 J U C は、落札者からの名義変更完了通知をもって自動車税未経過相当額の精算を行い、原則成約月までを出品者の負担とする。新登録ナンバーが移転登録の場合は全額出品者に精算し、新登録ナンバーが抹消登録の場合は、抹消登録月に応じて出品者、落札者のそれぞれに対し精算を行う。軽自動車の場合、同年度中の名義変更の場合は全額、年度をまたいだ場合は年額を引いた額を落札者に精算する。
- 3 抹消登録をした場合の車検証の写しは、抹消登録完了月の末日までに J U C へ到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、J U C は落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 4 落札者が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合は、登録完了日を含む3日以内に完了後の写しを J U C に到着させなければならない。到着の遅れにより、出品者が還付委任状の提出期限に間に合わなかった等の不利益を被った場合、J U C は落札者から預かった未経過相当額を出品者に精算することがある。
- 5 上記第4項、第5項の到着が遅延した場合、落札時の預り金は出品者に精算する場合がある。
- 6 自動車税の還付金請求権譲渡書（還付委任状）は J U C では取り扱わないものとし、出品者の責任において管理するものとする。
- 7 ナンバー付き出品車両の自動車税はすべて完納しているものとする。未納だった場合は、速やかに出品者は完納しなければならない。

第6章 その他

第26条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえ、この利用細則を改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

第27条 附則

この利用細則は、平成26年9月15日から施行する。

平成27年3月18日 一部改正

平成27年4月1日 一部改正

平成28年3月1日 一部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成30年5月1日 一部改正

令和元年9月1日 一部改正

以上

J U テントリ (展示車取引)

クレーム・ペナルティー裁定基準

第1章 総 則

1. 制定の目的

このルールは、株式会社J Uコーポレーション（以下、J U Cという）が運営するJ Uテントリ（展示車取引）において、クレーム、ペナルティーの具体的運営事項を定めることにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. このルールの効力

このルールは、展示車取引運営規程の一部として定め、J U Cは、これを遵守し、公平な運営を行うものとします。

第2章 出 品

1. 出品者の申告義務

出品者は、展示車取引へ出品登録をするにあたり、必要事項を洩れなく、かつ、正確に入力しなくてはなりません。

また、出品者は掲載する画像または文字データで確認する事のできる装備、付属品等の欠品、不具合等について、J U Cの判断でクレーム対象となる場合があることに留意しなければなりません。

なお、虚偽入力、誤入力、入力洩れ等があった場合は、すべて出品者の責任となります。

2. 出品者注意事項

出品者は、以下の事項に注意を払い、出品登録を行ってください。

①出品者は、不具合箇所・欠品等について申告する必要がある、紛らわしい申告の場合、J U Cの判断によりクレームとなることがあります。

特にエンジン、ミッション等の重要箇所の不具合は誠実な申告を行ってください。

また、内外装について申告と実際の車両に大きな差異がある場合も、J U Cの判断によりクレームとなる場合があります。

②出品者は、成約車両の引渡しに際し、バッテリー上がりやパンク、燃料切れにより車両移動輸送に支障をきたすことの無いように、十分な燃料を搭載する必要があります。
上記に起因する引取の中止や輸送中の支障が発生した場合は、出品者の責任となります。

③車検付の車両を出品する場合は、出品登録時に車検年月、登録番号を入力する必要があります。出品車両は、ナンバープレートが装着されていることが出品の前提となります。

④出品登録時の注意事項欄は、車両の不具合（不良）内容を、不良箇所、状況とも具体的に申告するためのものです。また、標準装備品の欠品、社外品装着がある場合もその内容を申告してください。

申告洩れ、又は、紛らわしい申告内容であるとJ U Cが判断した場合はクレームとなることがあります。

- ⑤出品登録時のセールスポイント欄は、出品車両のアピールポイント（純正・社外品を問わず装備品、ワンオーナー等）を入力するためのものです。なお、セールスポイントに入力できる装備品は、正常に作動することが前提となります。
- セールスポイントに入力した装備品が不良の場合は、年式・評価点・落札価格を問わずクレームとなります。
- また、セールスポイント欄外に記載の場合であっても、瑕疵内容以外の記載と判断できるものは、JUCの判断により、セールスポイントと同等の扱いとすることがあります。
- ⑥出品車両の乗車定員は、出品登録時に入力する必要があります。
- バンの1列シート、ワゴン車の2列シートの乗車定員が未入力の場合等には、JUCの判断によりクレームとなることがあります。
- ⑦輸入車を出品する際は、ディーラー車・並行車、モデル年式、登録年月を入力する必要があります。
- なお、未入力の場合は、不明として取り扱います。
- ⑧出品登録時の色入力欄は、車体色と色コード（カラー番号）の双方を入力する必要があり、車体色と色コード（カラー番号）が異なっている場合は、色コードが優先となります。
- ⑨社外品は、出品申込書の注意事項申告欄に入力する必要がありますが、当該社外品が正常に機能しない場合は、その不良内容等を入力してください。
- 未入力の場合は、JUCの判断によりクレームとなることがあります。
- ⑩出品登録時の装備品入力欄は、純正（メーカー・ディーラー）装備品のみ入力することができます。社外品であるにも関わらず純正装備品として入力した場合はクレームとなります。
- なお、純正品が提出できない場合は値引き処理とします。
- ⑪ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビ~~CD~~ロム・SD、リモコンキー等の付属部品や、ポータブルナビ本体、モニター等の容易に持ち出し可能な部品は、書類と共にJUCへ提出するものとします。
- 出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。
- なお、出品者は、JUCが付属部品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません。
- ⑫出品登録時の後日品欄は、書類と共に後日送付するものを入力してください。
- なお、後日品欄に記載がない場合でもセールスポイント欄や装備品欄に入力した装備品に関連する付属品等で、その動作に必要で重要な付属品であるとJUCが判断した場合はクレームになることがあります。
- ⑬エアバック装着車両（標準・オプション問わず）において、使用済・不良・欠品等の場合は、「エアバック修理要」、「エアバック欠品」、「エアバックランプ点灯」と入力する必要があります。
- なお、故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、クレーム裁定とは別に制裁を課すことがあります。
- ⑭特殊・特装車両等の出品は、特殊、特装部品が正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車両でもクレームになることがあります。また、車

両本体と特殊・特装部品の年式に2年以上の隔たりがある場合は申告する必要がある、申告がない場合はクレームとなります。

クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊、特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を入力して下さい。

- ⑮ワンオーナーとは、新車登録者名義から変更されていない車両を意味しますが、販売目的等でディーラーまたは専門店（古物許可証を持った法人および個人への登録）に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします。なお、リースアップ車両も含みます。ただし、レンタカー、事業用等の登録歴があった場合は、ワンオーナーとはなりません。

- ⑯保証書とは、新車登録時の販売店名が記載された保証継承ページがあるもの、または保証継承が可能な状態であるものとします。

ただし、メーカー保証期間が経過した車両は、保証継承ページが削除してある場合であっても、同冊子の記録簿等により当該車両のものと確認できる場合に限り保証書とみなします。

保証書は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

- ⑰記録簿とは、最終使用者名義にて直近の法定点検（車検または12ヵ月点検）を行っているものとします。ただし、新車登録後12ヵ月未満の車両については、認証工場または指定工場による点検を1度でも受けた記録（日付、走行距離数等）があるものは記録簿とみなします。

なお、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません。

記録簿は、書類と共にJUCに提出するものとし、出品車両に入れたままで紛失等にあった場合でもJUCに責任はなく、出品者の責任としてクレームとなります。

- ⑱落札者からのクレーム申立に対し、部品支給で対応する場合は、原則としてJUCを経由することとしますが、出品者、落札者双方の合意があれば出品者から落札者へ直接送付することができます。この場合の送料は出品者負担となります。

なお、出品者は部品対応することをJUCに申し出してから、7日以内に対応しなくてはなりません。

- ⑲出品店査は、出品車両の自動車税が納税されていることを確認して出品してください。

成約後、自動車税が未納で落札店が車検を受けることができないことが発覚した場合、別表IVで定めるペナルティーが課されます。

3. 走行距離入力における注意点

出品者は、出品車両の走行距離数の入力にあたり、出品時の走行距離計に示された距離数値を入力し、走行距離計の交換もしくは改ざんが明白な場合には、以下にしたがって、出品登録時にそのことを記載しなければなりません。

①走行距離計を交換した車両「\$」

認証工場または指定工場で行った走行距離計の交換されたことを証する記録簿等の書面がある車両は、走行距離入力欄に、交換時の距離数と現在の距離数を合算した距離数値を入力し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター交換車」の文

言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。

なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」となり、出品できません。

②セットアップ交換車

認証工場または指定工場で走行距離計が交換されたことを証する記録簿等の書面があるセットアップ交換車両は、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載し、メーター交換車を表す「\$」マークを付記するとともに、注意事項欄に「セットアップ交換」の文言および交換を行った日付、交換時の走行距離数を記載します。なお、走行距離計の交換が証明できない場合は「改ざん車」となり、出品できません。

③走行距離計の改ざんが明白な車両「*」

メーター改ざん車は原則として出品できません。

ただし、次項に定める条件を満たす車両に限り、メーター改ざん車を表す「*」マークを付記するとともに、注意事項欄に「メーター改ざん車」と記載したうえで出品できるものとします。

③-1 タコグラフ装着車

積算距離計とタコグラフが一体式で装着されている車両は、タコグラフを新車時に取り付けたものとみなし、走行距離入力欄に走行距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、タコグラフを途中交換している場合は、客観的に判断できる交換記録を必要とし、記録がある場合はメーター交換車、記録がない場合は、メーター改ざん車として記載します。

③-2 積算距離計表示桁不足の車両

積算距離が5桁もしくは6桁の車両で積算距離計が1周していない場合は、走行距離入力欄に積算距離計が示す距離数値を記載します。

ただし、積算距離計が何周したか不明な場合は、メーター改ざん車として記載します。

第3章 落札

1. 落札者注意事項

- ①. 落札車両と出品票の内容に相違がないか十分に確認してください。車両と出品票の内容に相違があった場合は、JUCにクレームの申立をすることができます。
- ②. 出品リスト（出品一覧表）と出品票の記載内容に相違がある場合は、原則として出品票の記載内容を優先します。
- ③. クレーム申立にかかる費用（ディーラー見積り費用）は、落札者の負担となります。
- ④. クレーム申立前もしくは申立中にJUCの許可なく修理加修を行ってはいけません。

第4章 クレーム

1. クレーム解決に向けて

クレームが発生した場合、JUCは、中立、公正な立場でクレームの裁定を行い、クレーム当事者は、JUCの裁定に従うものとします。出品者、落札者は、理解、協調の姿勢をもって、円満に解決することに努めるものとします。

また、業務提携先とのデータ連携により掲載されている車両のクレーム裁定について、自社出品車両が落札された場合は、展示車取引運営規程、利用細則、クレーム・ペナルティー裁定基準を採用し、業務提携先の出品車両を落札した場合は、業務提携先の規約・ルールに準じます。

2. クレーム申立方法

- ①. 落札者がクレーム申立をする場合、必ずJUCを通して申立をしてください。理由の如何を問わず、JUCの許可なしに出品者もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。
- ②. クレームの申立は、原則として落札車両1台に対して1回の申立とします。
ただし、後日送付する書類等によって判明するクレーム等、JUCが認めた場合は、複数回の申立も可とします。

3. クレーム申立期間

(1) 基本となるクレーム申立期間

原則として落札店が指定した場所に到着した日を含めて3日以内の17:00までとしますが、クレーム事項の種類ごとに別の申立期間を定めます。

また、クレーム申立期間の期間計算には期間中の日曜日および祝祭日を含み、期日の最終日がJUCの休業日に当たる場合は、JUCの判断により申立期間の最終日がJUC翌営業日になることがあります。

なお、JUCが手配した車両の到着が、諸般の事情により大幅に遅れる場合、JUCよりその旨を出品者に連絡します。出品者はこれに従わなければなりません。

(2) 具体的クレーム事項の申立期間

クレーム事項の種類ごとに別表の申立期間を定めます。

4. 用語の定義

別表で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

① 低価格車

落札価格20万円未満の車両（登録車・軽自動車）。

なお、落札価格に手数料は含まれません。

② 諸経費

通常クレーム期間の諸経費は、原則陸送費をいいます。

ただし、JUCが認めた場合はその限りではありません。

5. クレーム裁定

クレームでキャンセルとなった場合は、落札料および落札者でかかった諸経費は出品者負担となります。

ただし、諸経費は事務局の認めたものとし（原則往復陸送費）、販売できなかったことによる落札者の逸失利益は含まれません。

6. クレーム免責事項

以下に該当する事項は、原則として契約解除、代金減額請求を受け付けません。

- ①. クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合。

ただし、その際にかかる保証継承代として1万円を出品者へ請求します。

- ②. 落札車両が初年度登録より10年または走行距離が10万kmを経過している車両、走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車の場合。

ただし、出品登録時のセールスポイント欄の記載箇所、エンジン、ミッション等の重大箇所、並びに重要装備品の不具合、欠品等、または虚偽申告、誤入力、入力洩れ等、JUCが重大であると判断した場合クレームとします。

- ③. クレームの対象となる部品代（新品価格）が2万円未満の場合。

ただし、出品登録時のセールスポイント欄の入力箇所は除きます。

なお、部品代をほとんど伴わず修理代が大半を占める場合は、JUCが認める範囲で修理代を含めます。

- ④. クレーム申立前もしくは申立中に第三者へ転売、オークションに出品し成約した場合。

ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、車検証から発覚する誤入力はクレームの対象とします。

- ⑤. 落札店自ら移転登録、抹消登録した場合（落札店が譲渡書類に記入した場合も含む）。

ただし、走行距離問題車、冠水車、接合車、盗難車、抹消書類で譲受人欄を記入済みでも譲渡印を追加すれば新たな所有者に譲渡できる状態になるもの、出品店の了承を得られたものはクレームの対象とします。

- ⑥. 出品登録時に記載された修復歴の内容以外に修復部位が判明した場合。

- ⑦. 出品登録時に、エンジン、ミッションの不具合症状の記載がある場合におけるエンジン、ミッションの不良に関するクレーム。（不良とはエンジンオーバーホールを要するものも含みます。）
ただし、JUCが相当であると判断した場合はクレームとします。

- ⑧. 出品票のタイヤの残り溝の相違。ただし、JUCが重大であると判断した場合クレーム対象となる場合があります。

- ⑨. 落札者が、JUCに対してクレーム申立を行った日より、その後7日間経過時点で再度連絡がない場合。

- ⑩. 日本国外へ輸出された場合（国内税関通過を含む）。

- ⑪. 別表においてノークレームと定めた事項の場合。

- ⑫. その他JUCが申立却下と判断した事項の場合。

7. 代金減額請求の上限

落札価格20万円未満の代金減額請求は、落札車両価格の2分の1を限度とします。

8. クレームと制裁

JUCは、参加者の悪質なルール違反に対し、このルールで定められたクレーム裁定とは別に、展示車取引運営規程・利用細則に基づき制裁を課すことがあります。

第5章 その他

1. 福祉車両の消費税

福祉車両は、当該車両に付属する対象装置の不良、欠品等の不具合がJUCでは判断できないため、出品者による非課税申告がない限り消費税は計上します。

ただし、落札者により非課税対象車であることが確認された場合は、出品者の承諾に関わらず消費税相当額を返還するものとします。課税車両および非課税車両の判断については、JUCにおいて各メーカーのお客さま相談室に確認し、新車販売時非課税であると回答があった場合に限り非課税車両と判断します。

なお、申立期間は書類発送日を含む7日となります。

第6章 雑 則

1. 施行

このルールは、平成26年9月15日から施行します。

平成27年6月17日 一部改正

平成28年3月1日 一部改正

平成28年4月21日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成29年8月1日 一部改正

平成30年5月1日 一部改正

平成30年7月1日 一部改正

令和元年9月1日 一部改正

別表Ⅰ 出品登録記載相違事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10 年・10 万km超	
1	年式 (輸入車モデル年式含む)	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	キャンセル時：ペナルティー2 万円(低価格車は 1 万円)+諸経費 出品者申告より年式が新しい場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。
2	初年度登録月	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1 ヶ月あたり、普 5 千円、軽 3 千円 ただし、登録月が申告より新しい場合はキャンセルのみ
3	車名	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	J U C の裁定による。
4	グレード相違 (パッケージオプションを含む)	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	書類発送日含む 7 日 または 車両到着日含む 3 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 出品者申告より上位グレードの場合は、ノーペナキャンセル+諸経費のみ受付する。 ※車検証等、J U C が送付した書類から判別できない場合は車両到着日を含む 3 日以内とする。
5	<u>レスオプション</u>	<u>書類発送日含む 7 日</u>	<u>書類発送日含む 7 日</u>	<u>ノークレーム</u>	<u>取り外しが容易に出来るもの(J U C の裁定による)はノークレームとする。</u>
6	2WD/4WD	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費
7	ディーラー・並行相違	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
8	型式・排気量	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
9	ドア・形状	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	
10	定員・積載	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	
11	車歴	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	レンタ・事業用等
12	車検	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：1 ヶ月あたり、普 5 千円、軽 3 千円 ただし、車検残が申告より長い場合はキャンセルのみ ＜車検付申告が抹消であった場合＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引時：個別対応
13	走行距離相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ただし、J U C が相当と判断した場合に限る。
14	車体色相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	車体色と色コード(カラー番号)が異なる場合は、色コードを優先とする。
15	色替え	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。
16	シフト相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	フロア⇔コラム、AT⇔MT、5 速⇔4 速等
17	冷房の有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	
18	燃料相違	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	ガソリン⇔ディーゼル等
19	セールスポイント欄の不良・有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	セールスポイントに記載された装備品が不良、欠品の場合は、年式・走行距離・評価点・落札価格を問わずクレームとする。
20	装備品欄の有無	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	装備品欄に記載された装備品が不良の場合は、別表Ⅲのクレーム事項にて裁定する。
21	保証書の有無	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	書類発送日含む 7 日	＜メーカー規定保証期間内の車両＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：5 万円 ＜メーカー規定保証期間を経過している車両＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル+諸経費 値引き時：2 万円(低価格車は 1 万円)
22	長さ・幅・高さ・型式指定・類別区分相違	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ただし、J U C が相当と判断した場合はクレームとなることがある。

別表Ⅱ 重大クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
		評価点付	R 点	10 年・10 万km超	
1	修復歴車	車両到着日含む 3 日		車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とし、落札金額 10 万円未満であつても JUC が重大と判断した場合はクレームとする。
2	溶接パネル交換車 (リアフェンダー・サイドシル・エンドパネル等)	車両到着日含む 3 日	ノークレーム	車両到着日含む 3 日	評価点 3.5 点以上に限る。 落札金額 10 万円未満はノークレームとする。
3	再検査による評価点「1.5 点」以上の差	車両到着日含む 3 日		車両到着日含む 3 日	
4	粗悪車	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	車両到着日含む 3 日	通常走行に著しい支障のある場合や、事故等によるフレーム・ピラー等の重要部位の損傷箇所の修復現状に問題があり、JUC による現車確認の結果、相当と判断したもの。
5	メーター改ざん・交換・1 回転申告漏れ	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	キャンセル時：ペナルティー（出品者関与 10 万円・不関与 5 万円）+諸経費 出品者が関与していることが判明した場合、ペナルティー裁定とは別に制裁を課すことがある。 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、JUC が送付した書類(車内から発見された記録簿等も含む)から判明する場合は、JUC から書類発送後 1 ヶ月以内とする。
6	タコグラフ交換	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	落札日含む 6 ヶ月 または 書類発送日含む 1 ヶ月	キャンセル時：ペナルティー5 万円+諸経費 ※車検証、整備記録簿（認定・指定工場によるもの）等、JUC が送付した書類から判明する場合は、JUC から書類発送後 1 ヶ月以内とする。
7	冠水車（申告無しの場合）	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	JUC が相当と判断した場合に限り、ペナルティー 5 万円+諸経費
8	接合車	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	JUC が相当と判断した場合に限り、ペナルティー 5 万円+諸経費
9	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車両の出品者が全責任を負うものとし、第三者により当該車両及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセルペナルティー10 万円、JUC が認める諸経費を JUC に返還するものとする。
10	消火器の散布跡車	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	落札日から 3 ヶ月	必要により現車確認とする。
11	エンジン乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1 カ月	書類発送日含む 1 カ月	書類発送日含む 1 カ月	キャンセル時：ペナルティー2 万円(低価格車は 1 万円)+諸経費
12	ミッション乗せ替え (規格外)	書類発送日含む 1 カ月	書類発送日含む 1 カ月	書類発送日含む 1 カ月	FA⇄F5、AT⇄MT 等 キャンセル時：ペナルティー2 万円(低価格車は 1 万円)+諸経費
13	出品者関与の不法行為 (エアバック破裂の隠ぺい等)				故意に事実を隠蔽し、虚偽の申告を行い、落札者に損害を与える行為として JUC が認めた場合、当該車両の出品者が全責任を負うものとする。また、利用停止等の制裁を課すものとする。

別表Ⅲ 具体的クレーム事項の受付期間と裁定

		クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
			評価点付	R 点	10 年・10 万km超	
内装	1	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	ただし、JUC が相当と判断した場合に限る。
	2	雨漏れ	車両到着日 含む 3 日	ノー クレーム	ノークレーム	ただし、JUC が相当と判断した場合に限る。必要により現車確認とする。
	3	ダッシュ・グローブボックス等の不良および内装の改造	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	ただし、JUC が相当と判断した場合に限る。
	4	内装標準装備の欠品 (ヘッドレスト、シート等)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	部品代 2 万円以上のものとし、新車時有効車検 (1 回目の車検満了) 以内の車両、または 1 回目の抹消までとする。
	5	ジャッキ・工具・スペアタイヤ等の欠品	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	現品支給もしくは値引きとする。ジャッキ (パンタグラフ 3 千円・油圧 5 千円)、スペアタイヤ (普通車 5 千円・軽 3 千円)、コンプレッサー 5 千円
	6	8 ナンバーキットの欠品	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	欠品の申告がなかった場合、現品支給または 5 万円を上限に値引きとする。
外装	7	ガラス	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	飛石・傷はノークレームとする。
	8	鉄粉・P 付着	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	9	塩害	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。 塩害とは、サビ・腐食が著しくひどく、現車確認の結果、JUC が相当と判断したもの。
	10	レンズのヒビ・ドアミラー損傷	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	レンズの水滴はノークレームとする。
	11	タイヤ・ホイール規格外・スタッドレス	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	現品支給またはタイヤ・ホイールとも普通車 1 本 5 千円・軽自動車 1 本 3 千円の値引きとする。 R 点のスタッドレスはノークレームとする。
	12	外装標準装備品の欠品	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	部品代 2 万円以上のものとし、新車時有効車検 (1 回目の車検満了) 以内の車両、または 1 回目の抹消までとする。
電装	13	P/W・パワーシート不良・ドアミラー作動不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	14	マルチ TV・テレビ・ナビ不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	15	イモビ不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	メインキーが無い場合もクレームとし、キャンセルも可とする。(複数のメインキーがある場合、1 つでもあれば可とする。)
	16	オーディオ不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限り値引き 1 万円とする。オートアンテナはノークレームとする。
	17	サンルーフ不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	18	エアコン不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	19	パワースライドドア不良 (パワーバックドア含む)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	20	セルモーター・ダイナモ不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
機関	21	メーター類不良 (積算計は除く)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	アナログ・デジタルとも部品代 3 万円以上のものとする。
	22	エンジン上部 (タペット・バルブ・ヘッド不良)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。
	23	エンジン下部 (メタル・ピストン異常・焼き付き・圧縮不足等)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	必要により現車確認とする。オイル漏れはノークレームとする。 <u>ロータリーエンジンの圧縮不足は、低価格車、10 年 10 万 Km 超はノークレームとする。</u>
	24	噴射ポンプの不良または燃料漏れ	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とする。
	25	ターボ・スーパーチャージャー不良および改造	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から 7 年以内の車両に限りクレームとする。
	26	ラジエーター・ウォーターポンプ不良	車両到着日 含む 3 日	ノー クレーム	ノークレーム	必要により現車確認とし、初年度登録から 7 年以内の車両に限りクレームとする。
機構	27	マフラー不良 (腐食等)	車両到着日 含む 3 日	ノー クレーム	ノークレーム	初年度登録から 5 年以内の車両に限りクレームとする。
	28	<u>クラッチ不良 (滑り等)</u>	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	軽微な滑りは除く。
	29	MT ミッション不良 (ギア鳴き等)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。
	30	AT ミッション不良 (滑り・ショック・タイムラグ等)	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。必要により現車確認とする。
	31	デフ・トランスファー・カップリング不良	車両到着日 含む 3 日	車両到着日 含む 3 日	車両到着日含む 3 日	オイル漏れはノークレームとする。ただし、カップリング不良については、10 年・10 万 Km 超はノークレームとする。

		クレーム事項	クレーム受付期間			クレーム裁定
			評価点付	R点	10年・10万km超	
機 構	32	ドライブシャフト不良	車両到着日 含む3日	ノー クレーム	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 1本につき1万円の値引または現品支給とする。
	33	A B S ・ブレーキ不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 パット・ローター等の消耗品はノークレームとする。
	34	エアバック不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であるとJUCが判断した場合は、 このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
	35	ショック・サス不良 (エアサス・アクティブのみ)	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。 へたりはノークレームとする。
	36	パワステ・ギアボックス・ボ ンプ・4WS不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする。
	37	電動オープン不良	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	ノークレーム	ただし、電装系が原因の不良は初年度登録から5年以内 の車両に限りクレームとする。
	38	キー違い（エンジンキーとド アキーが違う場合）	ノー クレーム	ノー クレーム	ノークレーム	
そ の 他	39	職権打刻（国産のみ）	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	
	40	登録遅れ	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日	書類発送日 含む7日 または 車両到着日 含む3日	書類発送日含む 7日 または 車両到着日含む 3日	マイナー・モデルチェンジから6ヵ月以上を経過したも の。 ※車検証等、JUCが送付した書類から判別できない場 合は車両到着日を含む3日以内とする。
	41	型式改・構造変更の表示なし	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	
	42	型式指定・類別番号なし	ノー クレーム	ノー クレーム	ノークレーム	
	43	記録簿の有無	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	値引き時：2万円
	44	ワンオーナー	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	キャンセル時：ペナルティー2万円（低価格車は1万円） +諸経費
	45	メーター（積算計）の故障	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
	46	装備品欄に関する附属品の欠 品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。ナビロム、リモコンな ど
	47	標準装備品に関する附属品の 欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 ナビロム、リモコン、リモコンキー、充電ケーブル、S Dカードなど
	48	標準装備品のスマートエント リー・インテリジェントキー 欠品	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	部品代2万円以上のものとする。 セールスポイント欄、後日品欄に記載がある場合は、メ カニカルキーなどの欠品がないこと。
	49	ナビ付属品が後日送付のため ナビ本体の動作確認ができな い場合	部品発送日 を含む5日	部品発送日 を含む5日	部品発送日を含 む5日	セールスポイント欄に記載されたナビについては、10 年・10万km超車両のクレーム受付期間についても部 品発送日含む5日間とする。
	50	社外品の申告漏れ	車両到着日 含む3日	ノー クレーム	ノークレーム	ただし、JUCが相当と判断した場合に限る。
	51	コーションプレート欠品の申 告もれ	車両到着日 含む3日	車両到着日 含む3日	車両到着日含む 3日	
	52	車検証備考欄の走行距離相違	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日 含む1ヶ月	書類発送日含む 1ヶ月	記録簿で確認できる場合：ノーペナキャンセル+諸経費 記録簿で確認できない場合：キャンセル時ペナルティー 5万円+諸経費
	53	特殊・特装車両の上物と車両 本体の年式違い	書類発送日 含む7日	書類発送日 含む7日	書類発送日含む 7日	ただし、2年以上の隔りがある場合に限りクレームと する。
	54	落札金額10万円以下の車両 （落札価格に手数料は含まな い）				出品者の掲載相違については原則値引き対応。 修復歴、エンジン・ミッション等主要箇所の重大な不具 合の場合はJUCの判断とする
	55	前項各本文に該当する場合で も、JUCが相当と認めた場 合				クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる。

別表Ⅳ ペナルティー裁定基準

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
1	落札者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5 万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
2	出品者都合によるキャンセル	該当車両の落札日から翌営業日 17:00 までに JUC に申立を行った場合に限り、売買契約の解除を行うことができる。 ただし、期日の最終日が JUC の休業日に当たる場合は、JUC の判断により申立期間の最終日が JUC 翌営業日になることがある。 ペナルティー5 万円+成約料+落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）とする。
3	納税証明書が成約車両に添付されていない場合	①落札者は車検満了日の前月から請求することができる。（必ず JUC を介して申し出ること） 出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に提出をしなければならない。 7 日以内に提出できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 日経過毎に 2 千円を加算する（JUC の休業日は除く）。 ただし、納税証明書の提出ができない場合でも、納税されていることが確認できた場合は上記の限りではないものとする。
4	自動車税が未納で車検が受けられない場合	ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算（JUC の休業日は除く）ただし、車検満了日の 1 か月前からペナルティー対象とする。
5	JUC の定める書類提出期限を経過しても書類を提出しない場合	ペナルティー 1 万円 以降 1 日経過毎に 2 千円を加算
6	落札日を含め 21 日を経過しても JUC に書類を提出しない場合	落札店のキャンセル申立を認め ペナルティー 10 万円+上記⑤の書類遅延ペナルティー+出品料+成約料+落札料+JUC が認める諸経費（販売遺失利益は含まない）
7	落札日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合	名義変更期限より 1～7 日遅延：ペナルティー 1 万円 8～14 日遅延：ペナルティー 2 万円 15～21 日遅延：ペナルティー 3 万円 以降、上記計算方法により 1 万円を加算
8	落札日の翌々月 5 日までに移転登録または抹消登録の完了証明（名変コピー等）JUC に提出しない場合	ペナルティー 1 万円
9	軽自動車において、税止め処理を怠り、翌年度以降も軽自動車税が旧所有者に発生した場合	ペナルティー 1 万円
10	落札日含む 7 日を経過しても落札代金を決済しない場合	JU ナビ&JU トレードの利用を一時停止する。1 日あたり、落札台数 × 2 千円のペナルティー。なお、JUC は、落札代金決済の遅延が重なる者について、JU ナビ&JU トレードの会員登録の取消しをすることができる。
11	譲渡証、委任状、印鑑証明書および有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じによる差替え、紛失による再交付を依頼する場合	下記金額にて差替え依頼ができる。（必ず JUC を介して申出をすること） 印鑑証明書・・・3 万円 委任状・・・2 万円 譲渡証・・・2 万円 その他証明書（謄本・抄本・住民票等）・・・2 万円 入力申請書・・・2 万円 <u>ただし、譲渡証・委任状の旧所有者（譲渡人・委任者）が記入すべき欄を落札者が書き損じてしまった場合は、上記差替えペナルティーの対象外とする。</u>
12	出品者が、規定の名義変更期限より早期の名義変更を依頼し、落札者がそれを承諾した場合 （出品申込書に名義変更期限の記載があるもの、成約前に出品者からの申告があり落札希望者が承諾した場合は除く）	出品者より落札者へ 1 万円を支払う。
13	書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる。 （必ず JUC を介して申出をすること） ＜普通車＞ 出品者名義の場合・・・5 万円（実費含む） その他名義の場合・・・10 万円（実費含む） ＜軽自動車＞ 出品者名義の場合・・・3 万円（実費含む） その他名義の場合・・・5 万円（実費含む） 抹消書類紛失の場合は、上記の限りではない場合がある。
14	落札車両の名義変更前に起こした違反（駐車違反、その他違反行為）等、出品者側に問い合わせ・直接連絡等の迷惑行為が発生した場合（出品店起因による落札店への迷惑行為も同様）	ペナルティー 3 万円
15	抵当権設定があり移転登録等が出来ない場合	・出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に抵当権設定を解除しなければならない。7 日以内に解除できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 週間経過毎に 1 万円を加算するものとする。 ・出品店が JUC から連絡した日を含む 1 か月以内に抵当権解除が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。
16	自動車リサイクル法の引取り報告により移転登録等が出来ない場合	・出品店は JUC から連絡があった日を含む 7 日以内に移転登録等ができる状態にしなければならない。7 日以内に対応できない場合、ペナルティー 1 万円、以降 1 週間経過毎に 1 万円を加算するものとする。 ・出品店が JUC から連絡した日を含む 1 か月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。

	ペナルティー発生事由	ペナルティー裁定
17	成約前の交通違反等により車検が受けられない場合	・出品店はJUCから連絡があった日を含む7日以内に車検が受けられる状態にしなければならない。7日以内に対応できない場合、ペナルティー1万円、以降1週間経過毎に1万円を加算するものとする。 ・出品店がJUCから連絡した日を含む1ヵ月以内に状態回復が出来ない場合、落札店はキャンセルすることができるものとする。